

小規模保育事業の認可に伴う意見について

1 小規模保育事業の概要

少人数（定員数：6人から19人まで）で、低年齢児を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細やか保育を行う事業です。

設置者は、児童福祉法による「認可」と子ども・子育て支援法による「確認」を受ける必要もあります。

「認可」・「確認」とともに市が行います。

2 設置者及び施設名

設置者：学校法人 明睦学園

施設名：むつみの丘

3 住所

竹谷町道泉9-9（旧塩津北保育園の一部）

4 定員

0歳児：6名

1歳児：6名

2歳児：7名

計：19名

5 開所日

月曜日から土曜日まで

6 閉所日

日曜日、祝日、12月29日から1月3日まで

7 保育時間

月曜日から金曜日

開所時間：7時30分から19時まで

土曜日

開所時間：7時30分から14時まで

8 開所予定日

令和5年4月1日

9 給食

完全自園調理

10 その他

併設施設：児童発達支援事業、放課後デイサービス

《参考》

○児童福祉法（抜粋）

第34条の15 市町村は、家庭的保育事業等を行うことができる。

② 国、都道府県及び市町村以外の者は、厚生労働省令の定めるところにより、市町村長の認可を得て、家庭的保育事業等を行うことができる。

③ 略

④ 市町村長は、第二項の認可をしようとするときは、あらかじめ、市町村児童福祉審議会を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴かなければならない。

むつみの丘 （外観）



むつみの丘 （内観）

